

時間外受診における 時間外選定療養費の徴収について

当院は三次救急医療機関として、緊急性の高い重症な患者さんを24 時間体制で受け入れています。しかしながら、夜間・休日に多くの患者さんが来院しており、重症患者への対応に支障が生じています。

そこで、緊急性の高い重症な患者さんを最優先に対応するため、時間外の受診については、下記の要領にて、診療費とは別に時間外選定療養費の徴収をさせていただきます。

地域の救急医療を維持していくためのやむを得ない措置ですので、皆様のご理解をお願いいたしますとともに、適正な時間外受診に何卒ご協力のほどお願いいたします。

記

【時間外選定療養費金額】 5,400円(平成26年4月1日以降)

【徴収する日時】

■成人(高校生以上)

- ・救急当番日ではない、月曜・火曜・水曜・木曜の17:00～翌朝8:30
- ・日曜・祝日・第3土曜・創立記念日(12月5日)、
年末年始(12/30～1/4)の9:00～17:00[平成29年4月1日開始予定]
- ・第1・第2・第4・第5土曜日の13:00～17:00[平成29年4月1日開始予定]

■小児(中学生以下)

毎日23:00～翌朝8:30

【次に該当する方からは徴収いたしません】

- 他院からの救急外来受診のための紹介状をお持ちの方
- 当院で治療中の疾患において、病状増悪によって時間外に受診の必要があった場合
- 当院で治療中の疾患において、注射・処置等のため救急外来を受診するように指示された場合
- 救急外来で受診後そのまま入院となった場合

※ご不明な点は医事課または外来受付窓口までお問合せください。